

廃止

H21.9.14 適用

建設工事における同一人を配置技術者とする入札について

既に入札済みでかつ落札決定前の工事があるときに、当該工事の配置技術者と同一人を当該工事の開札日後の入札公告日の工事の配置技術者として入札した場合（この場合は、総合評価落札方式以外の発注工事であっても配置技術者の変更は認めないものとする。）には、最も早く落札決定する工事の落札者となり、他の宮城県発注工事（以下「県発注工事」という。）にその技術者を配置できなくなった場合にあっては、落札決定前の他の県発注工事の入札参加条件を満たさなくなった旨を当該県発注工事の発注機関に報告することにより、指名停止要領に基づく指名停止処分を行わないこととする。

なお、手続方法は以下に示すとおりとする。

- ① 最も早く落札決定する県発注工事の落札者となり、他の県発注工事に技術者を配置できなくなった場合において、当該入札者は、落札決定日の翌日午後5時までに、他の県発注工事について入札参加条件を満たさなくなった旨を当該県発注工事の発注機関に文書（FAX可）で報告することができるものとする。・・・（別紙例1）

ただし、2つの県発注工事が同時期に落札決定となる場合も想定されることから、そのおそれがある場合に限り、最も早く落札決定する県発注工事の落札候補者となった時点で、他の県発注工事について入札参加条件を満たさなくなった旨を当該県発注工事の発注機関に文書（FAX可）で報告することができるものとする。・・・（別紙例2）

なお、開札日後に入札し、最も早く落札決定する工事が県以外の発注工事の場合についても、落札決定日の翌日午後5時までに、他の県発注工事について、入札参加条件を満たさなくなった旨を当該県発注工事の発注機関に文書（FAX可）で報告することができるものとする。・・・（別紙例3）

- ② 県発注工事の発注機関は、前記報告を受領したときは、当該入札者が入札参加条件を満たさなくなったので失格とし、その者がした入札を無効として取り扱うものとする。
- ③ 応札者が上記①の手続を怠り、他の県発注工事でも落札候補者となった場合及び落札決定がなされた場合には、契約を締結することができなくなることから、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがあるものとする。

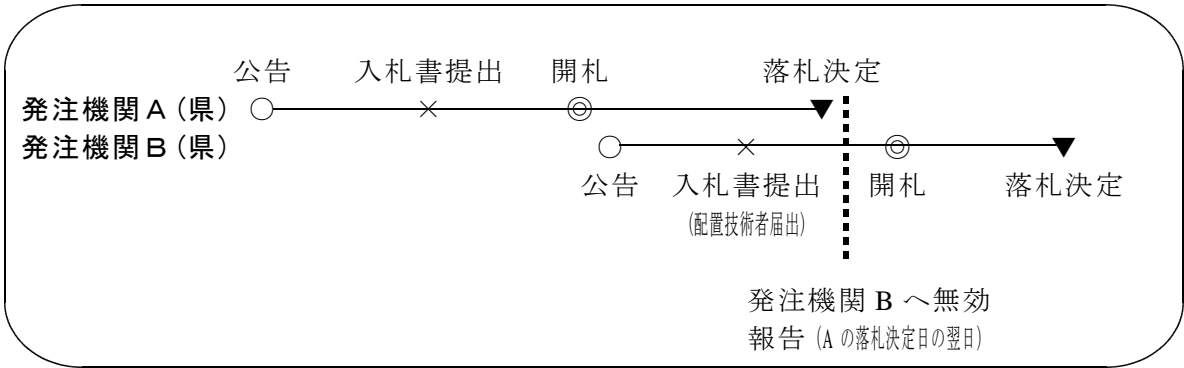
○ 改正施行日

平成21年9月14日以降に入札公告する工事に適用する。

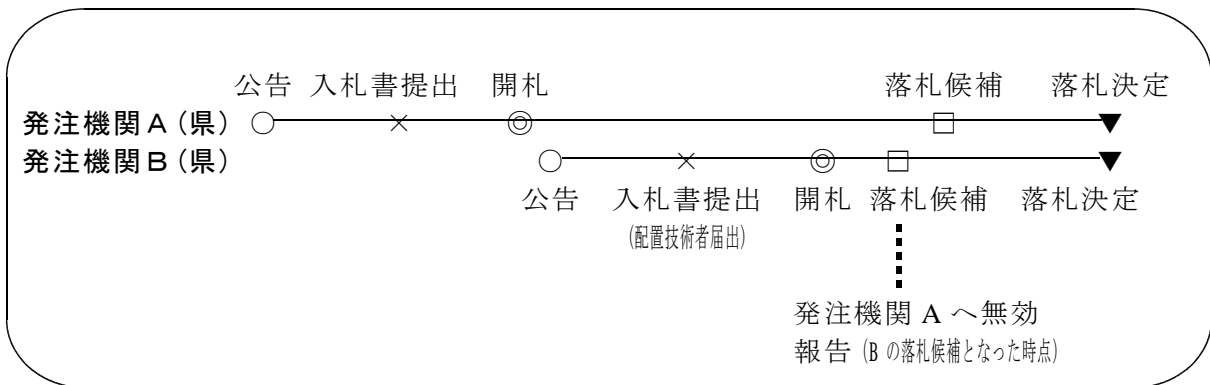
別紙

◎ 直ちに指名停止とならない同一配置技術者による入札例

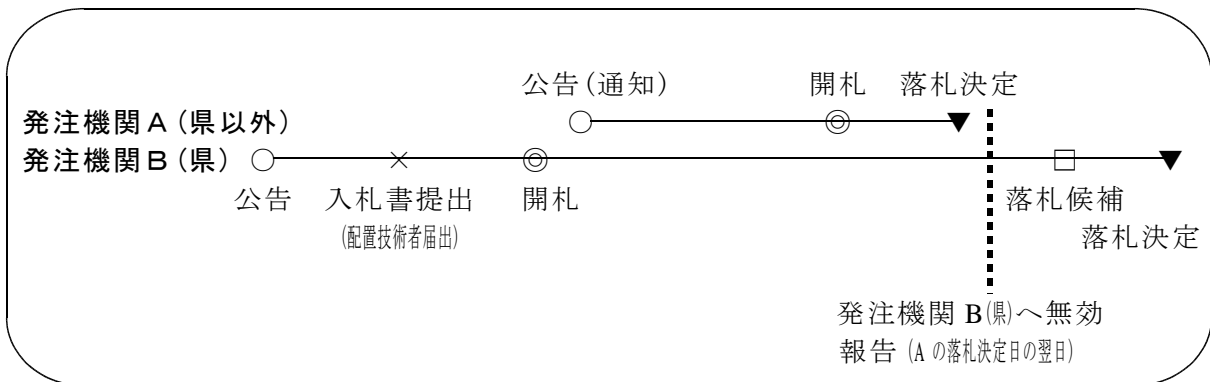
(例1) 最も早く落札決定する県発注工事の落札者となり、他の県発注工事に技術者を配置できなくなった場合



(例2) 例1の場合で、2つの県工事が同時期に落札決定となることが予想される場合



(例3) 開札日後に入札し、最も早く落札決定する工事が県以外の工事の場合



(注1) 例3において、入札を無効とし、直ちに指名停止としない取扱いは宮城県の制度であり、県工事の入札に参加した後の、県以外の工事への入札参加の可否及び指名停止の取扱い等については、県以外の当該発注機関に確認すること。

(注2) 県以外の工事と県工事が同時期に落札決定となることが予想される場合は、例2の取扱いに準じる。

配置技術者に係る入札を無効とする報告書

平成 年 月 日

宮城県知事（又は地方公所長） 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記の建設工事を応札しましたが、他の工事の落札者（落札候補者）となったことから技術者を配置できなくなり入札参加条件を満たさなくなりましたので、「建設工事における配置技術者について」に基づき下記のとおり報告します。

記

1 理由（いずれかに○を付けて下さい。）

- ・ 落札決定のため。
- ・ 落札候補者となったため。

2 技術者を配置できなくなった工事名等

（公告日：平成 年 月 日）

（開札日：平成 年 月 日）

工事番号	
工事名	

3 落札決定又は落札候補者となった工事名等

（公告・通知日：平成 年 月 日）

（開札日：平成 年 月 日）

（落札候補者となった日：平成 年 月 日）

（落札決定日：平成 年 月 日）

<u>発注機関</u>	
工事番号	
工事名	

※（１）落札者となった場合は、落札決定日の翌日の午後５時までに報告すること。

（２）落札候補者となった時点で報告する場合は、最も早く落札決定する工事の落札候補者になった時点で報告すること。

発注機関用	
受付年月日	平成 年 月 日
時 間	午前 時 分 午後 時 分